

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		児童扶養手当の支給要件
根拠法及び条項		児童扶養手当法第4条・第4条の2
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
審 査 基 準	関係条項	なし
	基 準	第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当を支給する。 1 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が離婚を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令に定めるもの 2 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令に定めるもの 3 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の

		当該児童については、支給しない。 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13 <略> 3 第１項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 1. 2. <略> 第４条 同一の児童について、父又は母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２２年８月１日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数１５～４０日程度（注：休日は含まない。）
	内　　訳	経由期間 日（機関名 ） 協議期間 日（機関名 ） 処分期間 日
	設定等年月日	平成９年４月１日設定
備考		